

○京都府自治会館管理組合職員の懲戒に関する手続及び効果に関する 条例施行規則

(平成 8 年 3 月 18 日規則第 9 号)

改正 平成12年 2 月 15 日規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、京都府自治会館管理組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成 8 年京都府自治会館管理組合条例第 16 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、その実施に必要な事項を定めるものとする。

(平12規則 2 ・ 一部改正)

(書面の交付)

第 2 条 管理者は、条例第 2 条第 2 項に規定する書面を職員に直接交付しなければならない。ただし、直接に交付し難いときは、内容証明郵便等確実な方法により送達するものとする。

2 前項ただし書の場合において、書面を送達することができないときは、その旨及び当該書面に記載された事項を京都府自治会館掲示場に掲示することをもって交付に代えることができる。

(平12規則 2 ・ 一部改正)

(処分説明書の写しの提出)

第 3 条 管理者は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 49 条に規定する処分説明書の写しを、速やかに公平委員会に提出しなければならない。

(減給の期間)

第 4 条 条例第 3 条の規定による減給の期間は、日又は月を単位として定め、勤務を要しない日を算入して期間の計算を行うものとする。

(停職の期間)

第 5 条 前条の規定は、条例第 4 条第 1 項の規定による停職の期間について準用する。

附 則

この規則は、平成 8 年 3 月 18 日から施行する。

附 則（平成12年 2 月 15 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。